

西宮市建築物の解体等工事における事前周知に関する指導要綱

(目的)

第1条 本要綱は、解体等工事に係る計画の事前周知と石綿飛散防止等に関し必要な事項を定めることにより、関係住民と発注者等との間における紛争等を未然に防止し、地域における健全な生活環境の維持と良好な近隣関係の保持に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 解体等工事 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築物のうち、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事(以下「解体工事」という。)

イ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第11項に定める特定粉じん排出等作業を伴う建築物を解体し、改造し、補修する工事(以下「特定粉じん排出等作業」という。)

ウ 大気汚染防止法第18条の17第1項に定める届出対象特定工事(以下「届出対象特定工事」という。)

(2) 発注者等 解体等工事に関する請負契約に係る発注者、元請業者及び下請負人又は請負契約によらず自ら施工する者をいう。

(3) 関係住民 次に該当する者をいう。

ア 解体等工事に係る建築物の敷地境界線から30メートルの範囲において居住し、又は事業を営む者

イ 解体等工事に係る建築物の敷地に隣接する建築物を所有し、又は隣接する公共施設を管理する者

ウ 地元自治会を代表する者

(4) 紛争 解体等工事に伴って生ずる騒音、振動及び粉じん飛散等による周辺的生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と発注者等との間の紛争をいう。

(5) 石綿等 次のいずれかに該当する建築材料をいう。

ア 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(以下「吹付け石綿等」という。)

イ 石綿を含有する成形板等(吹付け石綿等を除く。以下「石綿含有成形板等」という。)

ウ 石綿を含有する仕上塗材(吹付け石綿等及び石綿含有成形板等を除き、下地調整材を含む。)

(6) 標識 大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例（平成7年条例第28号）に規定する事項を記載した掲示物（以下「標識」という。）

（適用範囲）

第3条 本要綱の対象とする工事の種類及び規模は次のとおりとする。

- (1) 建築物の床面積の合計が80平方メートル以上の解体工事
- (2) 届出対象特定工事のうち、隔離した作業場及び前室を負圧に保ち、吹付け石綿等を除去する特定粉じん排出等作業に限る

（市長の責務）

第4条 市長は、解体等工事による紛争を未然に防止するため、発注者等に対し、必要な措置を講じるよう指導するものとする。

（指導内容）

第5条 市長は、発注者等に対して、次の各号に掲げる事項について、配慮するよう求めるものとする。

- (1) 解体等工事を行うにあたって、関係法令を遵守すること。
- (2) 解体等工事を行うにあたって、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分に配慮すること。
- (3) 関係住民に対し、良好な近隣関係を損なわないよう、誠意をもって解体等工事についての説明を行うこと。

（発注者等の責務）

第6条 発注者等は、建築物の解体等工事を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項について充分配慮し、良好な近隣関係を損なわないように努めるものとする。

- (1) 解体等工事に使用する建設機械は可能な限り低騒音・低振動型のものを使用すること。
- (2) 安全対策及び騒音対策のため、仮囲い、養生シート等を設けること。ただし、関係住民の生活が著しく阻害される騒音が発生すると想定される場合においては、防音シート又は防音パネルを設置すること。
- (3) 粉じんの飛散が生じる場合には、散水等適切な措置を行うこと。
- (4) 作業現場への資機材等の搬出入、工事関係車両の作業音等については、関係住民に配慮して作業を行うこと。
- (5) 工事関係車両の出入りの際には、通行人の安全確保のため誘導員等を配置すること。
- (6) 工事関係車両を公道上に駐停車する場合には、管轄する警察との協議及び道路使用許可等の必要な申請を行うこと。

- (7) 解体等工事現場周辺に学校園等がある場合は、その関係者に対して周知を行うなど十分配慮すること。
- (8) 騒音、振動、粉じん飛散等により、関係住民の生活に著しい影響を与えないように十分な対策を講じること。
- (9) 前各号に規定する対策にもかかわらず紛争に至った場合は、関係住民の立場を尊重し、誠意を持って対応し、速やかに解決にあたること。

(標識の設置)

第7条 発注者等は、当該解体等工事の着手前のできるだけ早い時期から標識を設置するよう努めるものとする。

- 2 発注者等は、標識を解体等工事が完了するまでの間、当該工事現場の関係住民の見やすい場所に設置すること。
- 3 発注者等は、風雨等のため容易に破損又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項がその期間中に不鮮明にならないよう適切に維持管理するように努めるものとする。

(周知の実施等)

第8条 発注者等は、関係住民に対し、説明会の開催、戸別訪問による説明又は説明資料の配布等（以下「周知等」という。）により、解体等工事の内容について周知等に努めるものとする。

- 2 発注者等は、関係住民その他のものから解体等工事について説明等を求められた場合は、誠実に対応するよう努めるものとする。

(周知等の項目)

第9条 発注者等は、前条の規定による周知等を行うにあたって、次の各号に掲げる事項の他必要な事項について周知等を実施するよう努めるものとする。

- (1) 解体建築物の用途、規模、構造
- (2) 解体建築物の位置及び隣接建築物との位置関係の概要
- (3) 工期、解体方法、作業時間及び作業内容
- (4) 周辺への安全対策、騒音、振動の低減対策及び粉じん等の飛散防止対策
- (5) 作業範囲、資機材・廃材等の搬出入経路、工事車両の通行経路
- (6) 作業現場周辺の歩行者等への安全対策
- (7) 石綿（アスベスト）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、フロン類等の人体又は環境に有害とされる物質の有無及びその処理方法と飛散防止対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、解体等工事によって周辺の生活環境に及ぼす影響とその対策

(周知等の報告)

第 10 条 発注者等は、前条による周知等を実施するときは、報告期日までに、近隣住民周知等実施報告書(様式第 1 号)により市長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告期日は次のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 1 号に該当する工事を着手する 8 日前の日
- (2) 同条第 2 号に該当する工事を着手する 15 日前の日
- (3) 同一現場において同条各号のいずれにも該当する解体等工事を行う場合は、工事着手日のいずれか早い方から起算した日

(計画の変更等)

第 11 条 発注者等は、解体等工事の計画変更等により前条の周知等の内容に変更が生じた場合、変更内容について速やかに関係住民に周知等を実施するよう努めるものとする。

(状況等の報告)

第 12 条 市長は、本要綱に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、発注者等に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

付則

本要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。